

平成 26 年 2 月 17 日

平成 26 年 7 月 18 日改訂

情報通信研究機構 財務部 契約室

当機構は、この度制定された、[反社会的勢力に対する基本方針](#)を踏まえ、当機構が発注する調達については、下記 1 の要件につき表明・確約できる業者様であることを条件として契約を行います。

ついでには、当機構にて行う調達手続きのうち、表 1 に示す以外の案件については、見積書等の提出をもって下記 1 の要件につき誓約されたものとして取り扱いますので、見積書の提出にあたっては事前にご確認いただきますようお願いいたします。

なお、当機構契約室にて行う調達手続きのうち、表 1 の案件については、下記 2 に基づき「暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書」をご提出いただき、適切に対応していくこととしています。

表 1

・一般競争又は指名競争に付する案件
・参加者の有無を確認する公募手続きによる案件
・（簡易）公募型プロポーザル（企画競争）に付する案件
・競争性のない随意契約案件

記 1

- 1 現在及び将来にわたって、以下の反社会的勢力のいずれにも該当していない又はしないこと。
  - ①暴力団
  - ②暴力団員
  - ③暴力団準構成員
  - ④暴力団関係企業
  - ⑤総会屋等
  - ⑥社会運動等標ぼうゴロ
  - ⑦特殊知能暴力集団等
  - ⑧暴力団員でなくなつてから 5 年を経過していない者
  - ⑨その他暴力、威力又は詐欺的手法を駆使し経済的利益を追求する者
  
- 2 現在及び将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な

交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次のいずれかに該当する関係がないこと。

- ①反社会的勢力等によって、その経営を支配されている関係
- ②反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係
- ④その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に避難されるべき関係

3 自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないこと。

- ①暴力的な行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計又は威力を用いて当機構の信用を毀損し、又は当機構の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

4 下請け又は再委託先業者（下請け又は再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。）との関係において、つぎのとおりであること。

- ① 下請け又は再委託先業者が、前1及び前2に該当せず、将来においても前1、2及び前3に該当しないこと
- ② 下請け又は再委託先業者が全号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること。

5 下請け又は再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請け又は再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を当機構に報告し、当機構の捜査機関への通報に協力すること。

6 以上の各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合、催告なしで取引が停止され又は解約されても一切の異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が発生した場合は、一切の責任を負うこと

## 記 2

暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書の提出は次のとおりとします。

なお、従前どおり契約の都度確約書を提出していただくことを妨げるものではありません。

- 1) 競争参加資格の有効期限内において契約の相手先となるべき者と最初の契約を締結する場合。
- 2) 競争参加資格の有効期限内において、確約書を提出している場合であつて、代表者に変更があつた場合。